

新潟県警察防犯アプリ「にいがたポリス」ポイント事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県警察防犯アプリ「にいがたポリス」（以下「にいがたポリス」という。）の自主防犯パトロール支援機能における事業内容、事業への参加、ポイントの付与、景品との交換に必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容

- 1 新潟県内におけるパトロール活動の実施に対してポイントを付与するものとする。
- 2 付与されたポイントは、にいがたポリスに実装するくじ引き機能に使用することができ、結果に応じて景品交換用アイテム（以下「アイテム」という。）を獲得する仕組みとする。
- 3 獲得したアイテムの数に応じて景品との交換ができるものとする。

第3 事業への参加

事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、にいがたポリスを使用できるように設定しなければならない。

第4 ポイントの付与

- 1 ポイントは、参加者が使用するにいがたポリス内に付与するものとする。
- 2 ポイントを付与する項目や付与するポイント数は、運用管理者（生活安全部生活安全企画課）の権限により決定し、新潟県警察ホームページにおいて公表するものとする。
- 3 取得したポイントは、譲渡できないものとする。

第5 アイテムの獲得

- 1 アイテムは、参加者が使用するにいがたポリス内で獲得するものとする。
- 2 アイテムの獲得に必要なポイント数及び獲得するアイテム数は、運用管理者（生活安全部生活安全企画課）の権限により決定し、新潟県警察ホームページにおいて公表するものとする。
- 3 アイテムの有効期間は獲得後1年間とする。
なお、アイテム獲得後1年を過ぎると消失し、獲得履歴、使用履歴についても消失する。
- 4 獲得したアイテムは、譲渡できないものとする。

第6 景品との交換

- 1 獲得したアイテム数に応じて、景品に交換できるものとする。
- 2 景品及び景品に交換できるアイテム数は、新潟県警察ホームページにおいて公表するものとする。
- 3 景品に交換しようとするときは、参加者が別表1の新潟県内に所在する警察署において、備え付けの二次元コードを読み取り、必要なアイテムを消費して景品と交換するものとする。
なお、アイテムの消費は、本アプリを利用している本人に限るものとする。

4 虚偽その他不正な行為によりポイント及びアイテムを獲得したと運用管理者が判断したときは、景品と交換することを拒否できるものとする。

第7 免責事項

運用管理者は、事業に関して、参加者が被った損害や損失について責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表1

新潟県内に所在する警察署
新潟警察署、新潟中央警察署、新潟東警察署、新潟西警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署、西蒲警察署、村上警察署、新発田警察署、阿賀野警察署、津川警察署、五泉警察署、燕警察署、三条警察署、加茂警察署、長岡警察署、見附警察署、与板警察署、小千谷警察署、小出警察署、十日町警察署、南魚沼警察署、柏崎警察署、上越警察署、妙高警察署、糸魚川警察署、佐渡警察署